

社会福祉法人恵泉会

中居林ふたば園 園則（運営規程）

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人恵泉会が設置するこの小規模保育事業所（以下「当事業所」という。）の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 中居林ふたば園
- (2) 事業種類 小規模保育事業A型
- (3) 所在地 青森県八戸市石手洗字油久保1番地2

(事業の目的)

第2条 当事業所は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、三歳児未満の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

2 当事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号。以下「市運営条例」という。）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守して運営する。
- (2) 児童の生活環境の如何にかかわらず、教育及び保育上差別されない。
- (3) 地域の協力、家庭との緊密な連絡の下に児童の教育と福祉を図る。
- (4) 社会福祉実践のため、一般児童育成関係団体への協力等に努める。

(提供する保育の内容)

第3条 当事業所は、保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

(利用定員)

第4条 当事業所において提供する小規模保育事業の利用定員は19人とし、その区分は次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 15人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 4人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、別紙職員表のとおりとする。ただし、員数は児童数により変動することがある。

(保育を提供する日)

第6条 当事業所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(保育を提供する時間)

第7条 当事業所の保育を提供する時間及び開園時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 7時00分から18時00分まで
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 8時30分から16時30分まで
- (3) 開園時間 7時00分から19時00分まで

2 当事業所は、保護者がやむを得ない理由により前項に規定する保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育を実施する。

(保育料その他の費用等)

第8条 当事業所は、保護者から次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 児童の居住する市町村の長が定める保育料
- (2) 別表に定める費用
 - ア 保育の提供における便宜に要する費用
 - イ 延長保育に係る費用

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第9条 当事業所は、市町村が行った利用調整により当事業所の利用が決定されたときはこれに応じるものとし、当事業所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。

2 当事業所は、次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 保護者から利用の終了に係る届出が提供されたとき。
- (2) 保護者が法に定める支給認定要件に該当せず、市町村が支給認定を取り消したとき。
- (3) 市町村が当事業所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当事業所は、児童の安全の確保を図るため、危機管理マニュアルに基づき必要な訓練等を行う。

2 当事業所は、事故発生防止のための指針を整備し、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故が発生した場合は必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、地域の特性に応じた非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を策定し、地震、水害等を想定した訓練を実施するほか、保護者及び市町村等への連絡体制を整備し、関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置)

第12条 当事業所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

- (2) 職員による児童に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 前項第2号における虐待の行為とは、市運営条例第50条において準用する第25条に規定する行為をいう。
- 3 当事業所は、当事業所の職員又は養育者（児童を現に養育する保護者等）による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙職員表

職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し、園務を行う。
主任保育士	1	1		園務整理・保育計画の立案・育儿相談等の業務、及び児童の保育を行う。
保育士	6	5	1	児童の保育を行う。
嘱託医	1		1	児童の定期健康診断及び心身の健康管理、
嘱託歯科医	1		1	並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。

(職員の人数は各年度により変動する場合がある)

別表

1 保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）

項目	金額
月刊絵本（希望者のみ）	月450円程度

※教材費、出席ノート、スポーツ共済費、ハブラシ代、制服等（希望者のみ）については、その都度お知らせいたします。

500円程度

2 延長保育に係る費用

項目	金額
保育短時間認定利用者（17時から19時の間）	200円／30分毎
保育標準時間認定利用者（18時30分から19時）	200円／30分毎

（別表の金額は税額変更及び補助金等により変更する場合がある）